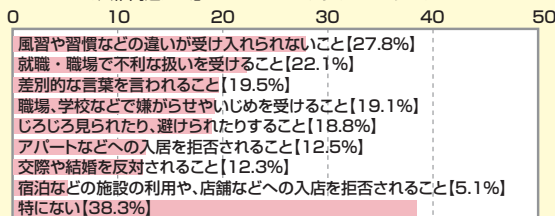


7 外国人

文化等の多様性を認め、外国人の生活習慣等を理解・尊重し、偏見や差別をなくしていく必要があります。

我が国に在留する外国人は、令和5年末現在で約341万人であり、過去最高となっています。こうした中、言語、宗教、習慣等の違いから、外国人をめぐって様々な人権問題が発生しています。

●内閣府「人権擁護に関する世論調査」(令和4年8月調査)からあなたが、日本に居住している外国人に関し、体験したことや、身の回りで見聞きしたことで、人権問題だと思ったことはどのようなことですか。複数回答(%)



法務省の人権擁護機関では、多くの言語に対応した「外国語人権相談ダイヤル」、「外国語インターネット人権相談受付窓口」及び「外国人のための人権相談所」を設置して人権相談に応じるほか、外国人に対する偏見や差別の解消を目指して、人権啓発活動や調査救済活動に取り組んでいます。

また、特定の民族や国籍の人々を排斥する差別的言動が、いわゆるヘイトスピーチであるとして社会的に関心を集めたことから、平成28年6月に「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」が施行されましたが、ヘイトスピーチは今もなお解消されていません。こうした言動は、人々に不安感や嫌悪感を与えるだけでなく、人としての尊厳を傷つけたり、差別意識を生じさせたりすることになりかねず、許されるものではありません。なお、同法が審議された国会の附帯決議のとおり、「本邦外出身者」に対するものであるか否かを問わず、国籍、人種、民族等を理由として、差別意識を助長し又は誘発する目的で行われる排他的言動は決してあってはならないものです。



啓発冊子(マンガ)
「私たちの身近にある
ヘイトスピーチ」



啓発動画
「『誰か』のこと
じゃない。」



啓発動画
「ヘイトスピーチ、
許さない。
(インターネット編)」





1. 主な人権課題

2. 特集 ことも、暮る人権をめぐる取組

3. 法務省の人権擁護機関の仕組み

4. 法務省の人権擁護機関の活動

5. 国際社会における人権擁護

法務省の人権擁護機関では、関係省庁や地方公共団体との情報共有も行いながら、「ヘイトスピーチ、許さない。」をキャッチコピーとした各種人権啓発活動や、ヘイトスピーチによる被害等についての人権相談、調査救済活動に取り組んでいます。

■外国人に対する差別待遇に関する人権侵犯事件の新規救済手続開始件数

	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
外国人に対する差別待遇	72	60	59	47	83

You can get the Human Rights Counseling Leaflet for Foreigners from the Ministry of Justice website at : <https://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken21.html>

資料 外国語による人権相談

対応言語 英語・中国語・韓国語・フィリピン語・ポルトガル語・ベトナム語・ネパール語・スペイン語・インドネシア語・タイ語

Language English, Chinese, Korean, Filipino, Portuguese, Vietnamese, Nepali, Spanish, Indonesian, and Thai

外国人人権相談ダイヤル(全国共通) (Foreign-language Human Rights Hotline)

 **0570-090911**

対応時間 平日(年末年始を除く) 9:00~17:00

※この電話は民間の多言語電話通訳サービス提供事業者に接続の上、管轄の法務局・地方法務局につながります。

外国語インターネット人権相談受付窓口(Human rights counseling services on the Internet)

<https://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken21.html#01>



外国人のための人権相談所(Human Rights Counseling Centers for Foreigners)

全国の法務局・地方法務局(64ページ以下参照)において、通訳を介するなどして面談による人権相談に応じています(上記以外の言語にも対応可)。

対応時間 平日(年末年始を除く) 9:00~17:00

法務局・地方法務局の窓口以外でも、以下のとおり人権相談所を開設しています。

所在地	開設場所	受付日時	対応言語	お問合せ先
高松市	アイバル香川 (香川国際交流会館)会議室 高松市番町 1-11-63	毎月 第3金曜日 13:00 ~ 15:00 (予約制)	英語、中国語	高松法務局 人権擁護部 087(821)7850
松山市	愛媛県国際交流センター 松山市道後一万 1-1	毎月 第4木曜日 13:30 ~ 15:30	英語、中国語	松山地方法務局 人権擁護課 089(932)0888

